

土砂災害について

土砂災害警戒区域とは

土砂災害が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)」により知事が指定した土地のことです。



(イエローゾーン)

急傾斜 勾配が30度以上、高さ5m以上の斜面で傾斜の下端から高さの2倍(最大50m)までの区域。
土石流 が堆積する区間から下流で勾配が2度以上の区域。
土砂災害が発生するおそれがある区域は、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定め、災害情報の収集・伝達、予警報の発令、伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立することになっています。

(レッドゾーン)

土砂災害警戒区域のうち、特に生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を土砂災害特別警戒区域として指定しています。また、以下のような規制が図られます。

：特定開発行為の許可

宅地分譲や災害時受援者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

：建築物の構造規制

居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。

：建築物の移転勧告

著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転勧告が図られます。

現在、伊勢市には特別警戒区域の指定はありません。

土石流氾濫域とは

土石の流出が途絶えると、谷の流れは扇状地の上部(扇頂部)を削りこんで谷は深くなり、その側面は一段高い段丘になります。一方、扇端部では谷底の方が高い天井川になるのが通常です。この状態のときには、扇状地面と谷底の高さがほぼ等しくなる扇央部において土石流は氾濫しそこから扇形に広がります。
土石流の本体は勾配2~3度までのところで停止するので、この勾配までの扇状地面が土石流氾濫域です。



<<伊勢市役所からのお願い>>

伊勢市では22年度より「土砂災害情報相互通報システム」を運用開始いたします。

新たに避難所や土砂災害危険箇所をWEB地図上で確認できるシステムを追加しました。

これにより市民の皆様が居住する区域の状況などを把握していただくことができますが、地形データ・数値データ等を基に算定したものであり、必ずしも土砂災害が発生するわけではありません。

しかしながら、降雨時・特に集中豪雨等の際には土砂災害の危険性は高まりますので、十分な注意が必要です。

土砂災害情報システムや広報・ケーブルテレビなどから常に情報を取り入れて、速やかなご対応をされますようお願いいたします。

また、避難勧告や避難指示が発表された場合には市役所からの指示に従って行動していただけますようお願いいたします。

防災・減災は市民の皆様のご協力が必要です。

伊勢市監理課

土砂災害危険箇所とは

土砂災害による被害のおそれがある箇所をいいます。土砂災害の発生や被害の範囲について証明するものではありません。土砂災害から身を守るためには、住民のみなさんが「日頃の備え」と「早めの避難」が重要です。土砂災害危険箇所図は、住民のみなさんが身近にある「土砂災害による被害の恐れのある箇所」を確認し、土砂災害への備えや警戒避難に役立てていただくことを目的として公表しています。なお、土砂災害危険箇所は、一定の決まりにしたがって調査し線引きしたものですから、土砂災害危険箇所の範囲外でも災害が発生する可能性があり、また逆に土砂災害が発生した場合でも、必ずこの範囲全てに被害が及ぶとは限りません。異常気象時には注意が必要です。土砂災害関連情報には十分注意してください。土砂災害危険箇所の土地の範囲は、法律で行為等が規制されているものではありません。土砂災害危険箇所には、「土石流危険渓流」、「急傾斜地崩壊危険箇所」、「地すべり危険箇所」があります。土砂災害防止法により指定される「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」とは異なります。

土石流危険渓流とは

土石流とは、谷や斜面にたまった土・石・砂などが、梅雨や台風などの集中豪雨により水と一緒になって、一気に流れ出てくるものです。

土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家(人家がなくても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設、駅、旅館、発電所等の公共施設のある場合を含みます)に被害を生ずるおそれがある渓流、および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流を「土石流危険渓流」として見込みます。



急傾斜地崩壊危険箇所とは

がけ崩れとは、地面にしみこんだ水分が土地の抵抗力を弱め、弱くなった斜面が突然崩れ落ちることをいいます。また、地震が原因で起こることもあります。

傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、その斜面が崩れた場合に被害が出る想定される区域内に、人家が1以上(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます)ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等上(人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合を含みます)ある箇所および人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」として見込みます。



地すべり危険箇所とは

地すべりとは、比較的緩やかな斜面において地中の粘土層などの滑りやすい面が地下水の影響などで、ゆっくりと動き出す現象をいいます。

地すべりを起こしているあるいは起こすおそれのある区域で、人家、河川、鉄道、道路、官公署等に大きな損害を与えるおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」として見込みます。

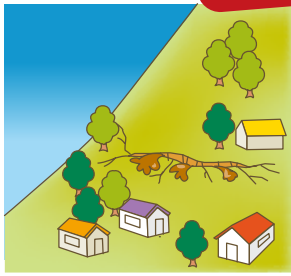


こんな前ぶれに注意!

前ぶれがあったら、むだ足覚悟ですぐ避難を!



! 沢や井戸の水が濁る



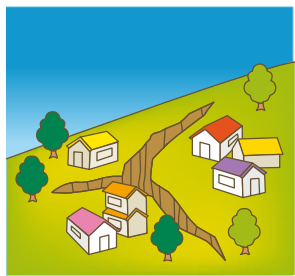
! 斜面から水がふきだす



! 山鳴りがする



! 雨が降り続けているのに川の水位が下がる



! 地面にひび割れができる



! 小石がバラバラ落ちてくる



! 地震動によって、地盤に亀裂やゆるみが生じ、崩壊しやすくなる



! 川の流が濁り流木が混ざりはじめる

避難時の注意事項

避難は落ち着いて安全に

災害時の避難は、ふだん通っている道でも、足元が見えないことが多いので慎重に歩きましょう。また、頭上からの落下物や飛来物にも十分注意しましょう。

いざという時あわてないためにも、どこへどの道を通って避難するのかを普段から家族や隣近所で話し合っておきましょう。



よく知った避難コースを通る



非常持出品は少なくする



ゴム長靴は歩きにくい、はきなれた底の固い靴がよい



流水や冠水の中で歩くことのできる深さは男性で70センチ、女性で50センチ



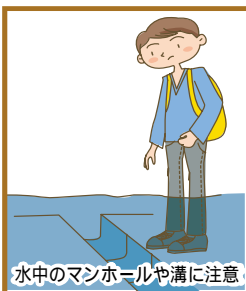
市や消防団の指示に従って行動する



家族はロープでつながって避難する



増水したら子どもは浮き袋に、赤ちゃんはベビーバスを舟のように使う



水中のマンホールや溝に注意



火の始末、戸締まりを忘れずに



たれ下がった電線にさわらない